

佐賀県原産地呼称管理要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、県産農林水産物を原料として製造される加工品のうち、品質が優れた加工品を認定して、原産地を名乗ることができるようにする「原産地呼称管理制度」を実施することとし、消費者の県産品に対する信頼と評価を向上させるとともに、県産農林水産物の加工原料への利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 「佐賀県原産地呼称管理制度」（以下、「制度」という。）とは、県内で生産される加工品（食料品、飲料に限る。以下、同じ）のうち、全国に誇れる県内産の農林水産物を原料とし、品目別の認定基準に適合した加工品に対し、製造事業者からの申請に基づき、原産地の呼称を認定するものである。

(基本的な考え)

第3条 「制度」は、品質の優れた加工品を求める消費者の視点を重視して運営するものとする。

2 県は、この制度や、認定を受けた加工品に対する消費者の信頼が得られるよう、制度の基準等に関する事項や運営状況をホームページに掲載するなどにより公表するとともに、加工品の製造事業者は、消費者が必要とする加工品の生産情報を消費者へ開示するよう努めることとする。

3 県は、消費者の嗜好の変化等に対応した制度とするため、必要に応じ、制度の仕組みを見直すこととする。

第2章 組織

第1節 佐賀県原産地呼称管理委員会

(佐賀県原産地呼称管理委員会の設置)

第4条 制度を運営するため、佐賀県原産地呼称管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

2 管理委員会の事務局は、佐賀県農林水産商工本部流通課に置く。

(管理委員会の構成)

第5条 管理委員会には、消費者の視点で加工品の品質が優れていることを判別できる専門家を、顧問として置く。

2 管理委員会は、前項の顧問、加工品の品質に詳しい消費者や流通関係者等、加工品の製造事業者、原料となる農林水産物の生産に関係する者20名以内で構成する。

(管理委員会の役員)

第6条 管理委員会に、会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、顧問から選任し、管理委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名する者とし、会長を補佐するとともに、会長が執務を行うことができない場合は、会長の代行をする。

(管理委員会の職務)

第7条 管理委員会は、制度の運営及び第8条に規定する品目別委員会に係る基本的事項について検討する。

第2節 品目別委員会

(品目別委員会の設置)

第8条 品目毎の制度運営を行うため、品目別委員会を設置する。

2 品目別委員会の事務局は、佐賀県農林水産商工本部流通課に置く。

(品目別委員会の構成)

第9条 品目別委員会は、委員10名以上、20名以内で構成することとし、当該品目の生産、流通、消費について専門的な知識のある者から、管理委員会会長が任命する。

(品目別委員会の役員)

第10条 品目別委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、品目別委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長が執務を行うことができない場合は、委員長の代行をする。

(品目別委員会の職務)

第11条 品目別委員会は、当該品目に係る制度の運営について、必要な事項を検討する。

2 品目別委員会は、当該品目に係る制度の運営を行う。

(品目別官能審査会)

第12条 品目別委員会の中に、品目別の官能審査を行う品目別官能審査会を設ける。

2 品目別官能審査会は、当該品目の官能審査ができる専門家及び一般消費者を委員長が指名した者で構成する。但し、官能審査の公平性を確保するため、当該品目の加工品製造事業者（県内で製造を行っていない事業者は除く。）や、その原料となる農林水産物の生産に関係する者は含めないこととする。

第3章 認定基準、審査基準等の制定

(認定基準等の制定)

第13条 原産地呼称の認定基準や、審査基準及び方法、認定された加工品の表示基準等(以下「基準等」という。)については、品目別委員会の検討結果を踏まえ、佐賀県農林水産商工本部長(以下「本部長」という。)が決定する。

(認定基準等の公表)

第14条 本部長は、基準等を定めたとき、または、改正をしたときは公表をするものとする。

第4章 認定手続き

(認定手続き)

第15条 認定を受けようとする製造事業者は、別に定める様式に必要事項を記載した申請書を、委員長に提出しなければならない。

(審査)

第16条 認定のための審査は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 前条の申請書類に基づく書類審査
 - 二 申請された加工品の官能審査
- 2 前項の審査のほか、必要に応じて現地審査を実施する。
- 3 審査の透明性を確保するため、委員長は、審査の状況を公表するものとする。但し、製造事業者の情報の保護を行うため、申請書の内容や、書類審査及び現地審査の状況は、公表を控えることとする。

(審査機関)

第17条 審査は、品目別委員会が行う。但し、官能審査は、品目別官能審査会が行う。

第5章 原産地呼称認定

(認定)

第18条 品目別委員会は審査結果に基づき、加工品の原産地呼称の認定を行う。

- 2 委員長は、認定結果を管理委員会の会長に報告する。

(認定の公表)

第19条 品目別委員会は、認定した加工品を公表する。

(認定を行わなかった理由の通知)

第20条 品目別委員会は、認定を行わなかった加工品の製造事業者に対して、認定を行わなかった理由を通知するものとする。

第6章 表示

(表示)

第21条 認定された加工品（以下「呼称管理加工品」という。）の製造事業者は、呼称管理加工品を出荷する場合、第13条の規定により別に定める表示基準に基づき、「佐賀県原産地呼称管理委員会認定」と記載する。

- 2 前項の記載場所は、原則として消費者にとって最も見やすい場所とする。
- 3 文字の大きさは、日本工業規格に定める8ポイント以上とする。
- 4 第一項の表記には、「S a g a A p p e l l a t i o n C o n t r o l」と併記することができる。

(排他的利用)

第22条 前条第1項の表示は、呼称管理加工品以外の加工品（以下「偽装加工品」という。）に使用してはならないものとする。

- 2 管理委員会は、偽装加工品の製造事業者や販売者に対して、表示の修正を求めることができる。
- 3 管理委員会は、偽装加工品の製造事業者や販売者が前項の求めに対応して修正しなかった場合、県に対し、対処を求めることができる。
- 4 県は、偽装加工品の製造事業者や販売者に対して、表示の修正が行われるよう、可能な措置を講じることができる。

(内容表示)

第23条 呼称管理加工品には、別に定める表示基準により、消費者が必要とする内容を表示しなければならない。

(表示に関する指示等)

第24条 呼称管理加工品の製造事業者は、当該呼称管理加工品に、前条に定める内容を正確に表示し、消費者に誤解を与えるような表示をしてはならない。

- 2 品目別委員会は、呼称管理加工品の表示が不相当であると認めたときは、呼称管理加工品の製造事業者に対し修正を指示することができる。

第7章 製造事業者の責務

(呼称管理加工品の製造事業者の責務)

第25条 呼称管理加工品の製造事業者は、本要綱の規定に従うとともに、品目別委員会の指示に従わなければならないものとする。

第8章 県の責務

(県の責務)

第26条 県はこの制度を広く周知し、県内農林水産商工業の活性化につながるよう努める。

第9章 基準遵守のための措置

(報告徴収及び立入調査)

第27条 品目別委員会は、この要綱に基づき必要な範囲において、呼称管理加工品の製造事業者や販売者等関係者に対して、報告書及び関係帳票類の提出を求め、又は関係箇所の立入調査を求めることができる。

(認定の取り消し及び回収、出品自粛)

第28条 品目別委員会は前条の調査結果等に基づき、第25条に規定する呼称管理加工品の製造事業者の責務を果たしていないことが明らかとなった場合は、認定の取り消しを行うとともに、委員長は管理委員会の会長に報告する。

2 前項の規定により呼称管理加工品の認定を取り消した場合、品目別委員会は、呼称管理加工品の製造事業者に対し、その回収を求める。

3 前項の規定により回収を求められた呼称管理加工品の製造事業者は、誠意を持って、回収に努めるとともに、以後3年間の出品を自粛する。

(公表)

第29条 呼称管理加工品の製造事業者が前条第3項の回収を行わない場合、品目別委員会は、管理委員会と協議のうえ、加工品の名称及びその製造事業者を公表するとともに、県に対し、対処を求めることができる。

2 県は、回収の求めに従わない呼称管理加工品の製造事業者に対して、回収が行われるよう、可能な措置を講じることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成16年11月17日から施行する。
この要綱は、平成22年12月20日から施行する。

(対象品目)

第2条 対象とする品目は、酒類（「日本酒（純米酒）」及び「焼酎（本格焼酎）」）とする。

(経過措置)

第3条 対象品目を酒類（「日本酒（純米酒）」及び「焼酎（本格焼酎）」）のみとする間は、管理委員会と品目別委員会の構成は、同一の者をもって行う。